

令和 7 年度実施施策に関する事後評価書（案）
（モニタリング評価対象施策）

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																									(環境省 7 - ④)									
施策名			目標 2ー1 オゾン層の保護・回復												担当部局名			地球環境局 フロン対策室																
施策の概要			オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。												政策評価実施予定時期						政策評価実施時期			令和 8年 8月										
達成すべき目標			オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。												政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全																
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第3章、第2節、1. (1)⑤																															
測定指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										達成											
							年度ごとの実績値																											
			基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																					
1 PRTRによる オゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)			-		-		減少傾向を維持		-		-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。										○							
									-	-	-	-	-	-	-	-																		
2 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)			-		-		増加傾向を維持		-		-	-	-	-	-	-	オゾン層保護の観点から市中で使用されているオゾン層を破壊するフロンの回収を進める必要があるため。										-							
									-	-	42	集計中	-	-	-	-																		
達成手段 (開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー 事業番号								
(1) フロン等対策推進調査費(平成元年度)			1.2		004768		(5) -			-		-		(9) -			-		-		(13) -			-		-								
(2) -			-		-		(6) -			-		-		(10) -			-		-		(14) -			-		-								
(3) -			-		-		(7) -			-		-		(11) -			-		-		(15) -			-		-								
(4) -			-		-		(8) -			-		-		(12) -			-		-		(16) -			-		-								

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	測定指標については、R7年度の値が集計中であるためR6年度の値に基づき評価を行い、以下のことから、オゾン層保護・回復について、相当程度進展ありと考える。 【測定指標1】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、新規のハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。 【測定指標2】 ○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷した状況を踏まえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【測定指標1】 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から令和6年までに約90%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。 【測定指標2】 ○低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため2019年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020年4月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図った。一方で、依然として廃棄時回収率は低迷しているため、改正フロン排出抑制法の施行状況を踏まえた制度整備に向けた検討を進め、廃棄時回収率の向上を図っていく。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会において検討を行い、その結果に基づいて必要な対策の方向性を示す。		
		【測定指標】	○測定指標1(PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン))については、適切に測定できていることから、指標を変更しない。 ○測定指標2(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%))の目標値については、回収率の算出方法の変更があったため、令和8年度43%とする。		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考:施策の実施における活用状況> ○有識者による成層圏オゾン層保護に関する検討会での議論をオゾン層の破壊状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況等を取りまとめた「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」に反映している。 ○中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会・産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループの合同会議での議論内容を排出量抑制政策の検討において反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらに球温暖化対策計画に基づいて対策・施策を推進し、温室効果ガスであるフロン類の排出量削減を進め、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 関係省庁と連携し、オゾン層の保護・回復のための対策や地球温暖化対策を推進することで、有害紫外線による生態系への影響軽減に起因する多種多様な生態系の回復及び気候変動の緩和が進むこととなり、関連する目標11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																	(環境省 7 - ⑤)									
施策名		目標 2－2 地球環境保全に関する国際連携・協力										担当部局名		地球環境局 気候変動科学・適応室 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 フロン室												
施策の概要		環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。										政策評価実施予定時期						政策評価実施時期		令和 8年 8月						
達成すべき目標		環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。										政策体系上の位置付け		2. 地球環境の保全												
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号)																								
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										達成				
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度												R10年度			
1 多国間協力 案件数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。										—				
						87	100	95	92	—	—															
2 二国間協力 案件数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。										—				
						96	113	139	146	—	—															
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号							
(1) 気候変動枠組条約事務局拠出金(平成16年度)		1	004739	(5) 国際連携戦略推進費(平成23年度)		1,2	004773	(9) —		—	—	(13) —		—	—	(17) —		—	—							
(2) 経済協力開発機構拠出金(平成7年度)		1	004769	(6) 環境国際協力・インフラ戦略推進費(平成10年度)		1,2	004774	(10) —		—	—	(14) —		—	—	(18) —		—	—							
(3) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等(再掲)(平成9年度)		1	004770	(7) モントリオール議定書多数国間基金拠出金(HFC分)(ODA)(令和元年度)		1	004775	(11) —		—	—	(15) —		—	—	(19) —		—	—							

	(4)	国際連合環境計画拠出金等（平成16年度）	1	004771		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり																			
			(判断根拠)	【多国間協力】 ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施、UNEP SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和7年度にも開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。また、国連環境総会（UNEA）6及び7において、シナジー促進に関する決議案を日本政府から提案し、採択されるとともに、シナジー促進のための拠出金をUNEPに拠出することで加盟国におけるシナジー促進のためのワークショップや優良事例収集等を行った。 ●G7/G20 G7トントエネルギー・環境大臣会合及びG7カナナスキスサミット、並びにG20環境・気候持続可能性大臣会合（南アフリカ（ケープタウン））及びG20ヨハネスブルク・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだ成果文書の取りまとめに向けて、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●OECD 経済協力開発機構拠出金を通じOECDとの協働により得られた知見や、国際連携戦略推進費を通じて把握した各国・国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を、多国間協力及び2国間協力の場における各種交渉に活用することにより、アメリカ、EU、カナダなどとの環境・気候の分野で連携を強化することができ、G7、G20、UNEAといった多国間協議の場において持続可能な開発や環境保全の国際的議論をリードすることができた。 ●TEMM 2025年9月に開催された第26回日韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で採択された三カ国共同行動計画のレビュー、2026年から2030年までの新たな三カ国共同行動計画の採択などが行われた。 ●日ASEAN 2025年9月に開催された第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、共同声明を採択し、本会合を今後は継続的に開催することを確認した。また、「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を改訂し、日ASEANの環境気候変動分野における協力を更に深めていくことに合意した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2025年度は、青山環境副大臣とゼルディン環境保護庁長官が、G7トントエネルギー・環境大臣会合に出席するため訪問したトント（カナダ）で会談し、重要鉱物、プラスチック対策等環境分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、石原環境大臣とゼルディン環境保護庁長官によるバイ会談では、日米の環境分野での取組について意見交換を行った。 ●EU 2025年度は、浅尾環境大臣が、環境・強靱な水資源・競争力のある循環経済担当のジェシカ・ロズウォール欧州委員と会談し、環境分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認した。同会談にて、日EUグリーン・アライアンスの更なる推進に向け、「日EU循環経済に関するワーキンググループ」を正式に立ち上げた。そのほか、石原環境大臣は、ブラジル・ベレンで開催されたCOP30の出席の際に、ウオブケ・フックストラ気候行動担当欧州委員とバイ会談を行い、気候変動分野での連携の重要性を確認した。さらに、日EU気候高級事務レベル会合を開催し、両者の間の協力を深化させることに合意した。 ●カナダ 2025年度は、青山環境副大臣とカナダのモリー・ジョンソン環境・気候変動副大臣が、G7トントエネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトント（加）で会談を行い、気候変動、シナジー推進、プラスチック対策等の重要課題について意見交換した。 ●アジア各国 2025年6月にモンゴル国環境・気候変動省と、2026年3月にウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会と環境政策対話等を実施し、今後も二国間における環境協力を強化していくことに合意した。また、モンゴル国環境・気候変動省、ラオス人民民主共和国農業環境省、カザフスタン共和国エコロジー・天然資源省、パングラデシュ人民共和国 環境森林気候変動省、カンボジア王国環境省との間で環境協力に関する覚書等を締結した。 以上のことから、地球環境保全に関する国際連携・協力について、相当程度進展ありと考える。																				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		引き続き、気候変動、生物多様性、資源循環等の分野横断的かつ国際的議論を主導するための発信力及び政策提案力の更なる強化を進める必要がある。																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	今後は、環境保全に関する世界的枠組みやルール形成に積極的に参画し、国際会議等において我が国の知見を積極的に発信していく。また、アジアをはじめとする各国・国際機関との政策対話や協力を通じた連携強化を図るとともに、国際的議論を主導していく方針である。加えて、環境技術の優位性維持および環境保全と産業活動の両立の観点から、国際基準の策定・改定動向を的確に把握しつつ、我が国の政策や科学的知見を反映させるべく、初期段階から主体的に関与していく。さらに、パリ協定が交渉段階から実施段階へと移行していることを踏まえ、ルール形成への貢献にとどまらず、その実施促進に資する多国間・二国間協力を積極的に推進することにより、形成と実施の双方に貢献していく。																				
	【測定指標】		多国間協力案件数及び2国間協力案件数は各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる指標として引き続き有効であり変更しない。																					
学識経験を有する者の知見の活用	<参考：施策の実施における活用状況> 各分野における第一人者や学識経験者等が参画し、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。					SDGs目標との関係	【主な目標】 UNEPは、環境分野を対象とする国連の専門機関の一つで、SDGsの目標6、8、12、14、15、17にわたる25のSDG指標の管理者であり、SDGsの6、8、12、14、15、17が主な目標である。このUNEPとの協力により主に目標6、14、15の達成への貢献が期待できる。 出典：https://www.unep.org/unep-and-sdgs 【副次的効果が期待される目標】 国連の多岐に渡る横断的な環境に関するプログラムを実施しているUNEPへの拠出により、上記に掲げた以外のSDGsの達成への貢献が期待できる。UNEPの活動は多くの国々における環境政策ならびにSDGsの推進に貢献している。UNEPによるSDGsの活動と貢献が我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策ならびにSDGs関連政策としてインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行うことが期待される。 なお、2024年3月に我が国はUNEPの最高意思決定機関である第6回国連環境総会（UNEA6）においてシナジーの推進に関する決議の採択を主導しUNEPやESCAP、UNDESAなどと協力した。本決議により、SDGsのゴール間のシナジーの促進が期待される。																	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																							

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			(環境省 7 - ⑥)										
施策名			目 標 2－3 地球環境保全に関する調査研究										担当部局名			地球環境局 気候変動科学・適応室 気候変動観測研究戦略室													
施策の概要			国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。										政策評価実施予定時期						政策評価実施時期			令和 8年 8月							
達成すべき目標			地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得し、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。										政策体系上の位置付け			2. 地球環境の保全													
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」(令和7年1月科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会策定) ・統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)																										
測定指標			基準値		目 標 値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成									
							R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									R10年度								
1			地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数／全評価対象課題数)の過去5年間の平均	－	－	75%以上	－	60%	75%	75%	75%	－	－	－	地球環境保全試験研究費研究課題では、外部委員による研究開発課題の事後評価の「総合評価」において、5点中「4点」を「優れた研究」の基準としている。そのため、本政策評価においては、全評価対象課題数に対する4点以上を獲得した課題数の割合を、概ね国民理解を得られるラインと考えられる75%とすることを目標値として設定している。 なお、毎年、事後評価対象課題数にばらつきがあることから、年ごとの研究結果の偏りに左右されることなく、事業遂行の全体的なトレンドを客観的に確認できるよう、当該割合については過去5年間の平均を用いることとした。							○							
2			各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	－	－	－	－	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	－	－	－	地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減や気候変動による影響への適応は必要不可欠であることから、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進し、地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得して施策等に活用するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有するなど、各種成果を政府計画、施策、国際協力、普及啓発等へ活用することが重要であるため。							○							
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)			地球環境戦略研究機関拠出金 (平成10年度)	2	004776	(5)			－	－	－	(9)			－	－	－	(13)			－	－	－	(17)			－	－	－
(2)			地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 (平成16年度)	2	004777	(6)			－	－	－	(10)			－	－	－	(14)			－	－	－	(18)			－	－	－

	(3)	地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	1.2	004778		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	GOSATシリーズによる地球環境観測事業 (平成18年度)	2	004989		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成																			
			(判断根拠)		○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和3年度～令和7年度の平均は89%で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		—																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		目標に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。																			
	【測定指標】		適切に測定できていることから変更しない。																					
	学識経験を有する者の知見の活用		＜参考: 施策の実施における活用状況＞ ○地球環境保全試験研究費については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ○IGES((公財)地球環境戦略研究機関)の運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ○APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)の公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。 ○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチームでの議論をGOSAT/GOSAT-2の運用に反映させている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。									SDGs目標との関係		【主な目標】 GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費により、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測・監視を主導的かつ着実に実施することで、気候変動とその影響の予測・評価による行政課題の解決等に資する科学的知見を集積した。当該取組により、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ○パリ協定に基づく、より正確かつ透明性ある温室効果ガス排出量報告に向け、途上国におけるGOSATシリーズを利用した協力関係構築を進めている。当該取組によって、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献した。 ○GOSATシリーズ、地球環境保全試験研究費による、海洋、陸域等に関する継続的な観測研究により、気候変動問題だけでなく、観測対象(海洋、陸域)の科学的知見の蓄積にも寄与するという観点で、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—																						

施策名	目標7－1環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室 企画課熱中症対策室		
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月
達成すべき目標	①化学物質関係施策から要望される化学物質の一般環境中の残留状況について、施策の策定に活用されるように実態調査を行う。 ②化学物質の環境リスク初期評価を優先度の高いものから順次実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施することを目標とする。 ④人の血液・尿・毛髪モニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 花粉症対策の全体像(令和5年5月20日花粉症に関する関係閣僚会議決定)													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
1化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	－	－	80	R7年度	80	80	80	80	－	－	－	化学物質対策に係る関係課室から一般環境における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、PFASを含む優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。	×	
					64	87	54	52	－	－	－			
2環境リスク初期評価実施物質数	－	－	13	R7年度	14	14	14	13	－	－	－	環境中のPFASを含む化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。	×	
					12	13	12	10	－	－	－			
3内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	132	H27年度	10	R7年度	10	10	10	10	－	－	－	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。	○	
					12	11	16	17	－	－	－			
4化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	－	－	10000	R7年度	3000	3000	3000	10000	－	－	－	PFASを含む化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。令和7年度から本調査を開始し、分析対象のPFASが12種類から35種類に増加したため、実績数が大幅に目標を上回った。	○	
					4984	5940	4808	47257	－	－	－			
5子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	－	－	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	－	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	－	－	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにするためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。	○	
					参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び有機フッ素系化合物等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び合成香料及び金属等の化学分析の実施	－	－	－			

	6	スギ雄花花芽 調査対象都 道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17	18	23	24	－	－	－	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同して行っている。令和5年5月の「花粉症対策の全体像」(関係閣僚会議決定)において、「今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示す」とされ、その中で、「花芽調査の強化」が示されている。そのため、令和15年度を目標年度とし、沖縄県を除く46都道府県の半数(23県)の調査を当省が担当することとしている。なお、令和7年度は、これまで、その植生を踏まえ、調査対象とされていなかった沖縄県について、今後、調査対象に含めるかどうかの検討を行うため、調査を行う。	○
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	環境リスクの 評価事業 (昭和49年 度)	1, 2, 3, 4, 6	'004981	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－
(2)	子どもの健康 と環境に関する 全国調査 (エコチル調 査) (平成22年 度)	5	4797	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり													
		(判断根拠)	①化学物質環境実態調査の実施について、令和7年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、52の物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、10の物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和6年度に16の物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、分析対象のPFASが12種類から35種類に増加したため、実績数が大幅に目標を上回った。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥スギ雄花花芽調査対象都道府県数については、令和15年度までに達成すべきとした、環境省における調査対象都道府県数について、令和6年度から目標を1県増やしたものの、令和7年度時点で目標を達成した。													
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	①一部の物質・媒体における調査について入札が不調となり、調査が実施できなかったためである。また、近年は測定難易度が高い物質を対象として選んでいることから調査物質・媒体数が減少している。令和8年度以降はこうした状況をふまえ目標の設定を検討する。 ②リスク評価の実施にあたっては有害性情報・モニタリングデータ等の基礎情報を収集した上でリスク評価の実施可否を判断することになるが、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かったためである。														
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	－													
		【測定指標】	－													

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ①化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 ④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 ⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を着実に推進している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 ④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取り組みによって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②化学物質の環境リスク評価第24巻 ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料		

施策名	目標7-2 環境リスクの管理										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室						
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月				
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成
1	化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	基準年度	-	目標年度	-	-	-	200	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。	△				
2	有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)、卵内投与試験法のSOPの提出	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)及び検証レポートの作成、卵内投与試験法のTG化に向けた調整の継続	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことに加え、検証レポートを作成することを目標として設定した。卵内投与試験法については、TG化に向けた調整を継続して実施することを目標として設定した。	○				
3	PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29～令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。なお、例年、実績値の集計は年度末頃に公表しており、令和8年5月現在、令和6年度の実績値が最新値である。	-				
4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(27以上)	-	16以上	10以上	11以上	27以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	×				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	1, 2	004933	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-	-

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価) (環境省 7 - ②7)																				
施策名		目標 7-3 国際協調による取組										担当部局名		環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室						
施策の概要		化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 8月		
達成すべき目標		化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の位置付け		7. 化学物質対策の推進						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																		
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成	
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									R10年度
1	POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	—	—	11物質	R7年度	11	11	11	11	—	—	—	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき令和7年度においては下記の通り設定した。 ・PCB類:非意図的生成やPCB特措法の観点から、長期間の継続した監視が必要 ・ヘキサクロベンゼン:多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・PFOS:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・ペンタクロベンゼン:多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・ヘキサクロブタ-1,3-ジエン:2015年からの分析で上昇傾向がみられたことから選定 ・短鎖塩素化パラフィン:類縁物質の中鎖塩素化パラフィンが新規POPsに指定される見込みであることから選定 ・PFOA:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・PFHxS:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・デクロランプラス:新規POPsであり、継続した監視が必要 ・UV-328:新規POPsであり、継続した監視が必要 ・LC-PFCA:新規POPsに指定される見込みであり、社会的状況も踏まえて選定							○
2	途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	—	—	—	—	16	17	—	—	—	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和7年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。							○
3	GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	—	—	—	—	160	160	80	70	—	—	—	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類物質数が必要な物質数として目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。							○
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	国際協調による化学物質対策事業(仮称)(平成10年度)	1, 2, 3	004936	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—	
(2)	—	—	—	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—	
(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—	

	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成																				
			(判断根拠)	①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和7年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和7年度も新たな協プロジェクトを形成・支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。																				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	—																				
			【測定指標】	—																				
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。			SDGs目標との関係			【主な目標】 ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に努めるなど、当該取組によって、目標 12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。																
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																							

施策名	目標7－4 国内における毒ガス弾等対策										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室						
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月				
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進						
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定) 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
	1A事案区域等における環境調査等件数	－	－	－	－	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	－	－			－	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)	○		
				3	4	2	4	－	－	－								
2医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	－	－	－	－	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	－	－	－	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)	○					
					142	141	141	139	－	－	－							
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	1、2	168		(5)－	－	－		(9)－	－	－		(13)－	－	－		(17)－	－	－
(2)－	－	－		(6)－	－	－		(10)－	－	－		(14)－	－	－		(18)－	－	－
(3)－	－	－		(7)－	－	－		(11)－	－	－		(15)－	－	－		(19)－	－	－
(4)－	－	－		(8)－	－	－		(12)－	－	－		(16)－	－	－		(20)－	－	－

	評価結果		(各行政機関共通区分)	②目標達成			
		目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、139名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。			
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	—				
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	目標達成に向けて着実に進展しており引き続き実施する。			
	【測定指標】		指標1、指標2について引き続き実施する必要がある、変更しない				
学識経験を有する者の 知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ 有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会（令和8年3月）」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会（令和8年3月）」において、今後の方向性等について検討いただいている。			SDGs目標との関係	【主な目標】 旧軍毒ガス弾等対策を推進すること、及び、ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して継続的に支援を実施することにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 環境調査結果を自治体及び地権者等に連絡するとともに、緊急措置事業の成果を環境省HP上に公表している。これにより、目標11「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献した。	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報		「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第6次報告書（作成者：ジフェニルアルシン酸等のリスク評価に係るワーキンググループ、作成時期：令和 5 年 6 月）」（茨城県緊急措置事業）					

達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	公害健康被害対策(補償・予防)事業 (昭和49年度)	1,2,5	4940	(5)	—	—	(9)	—	—	(13)	—	—	(17)	—	—
(2)	環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)	3,4	4941	(6)	—	—	(10)	—	—	(14)	—	—	(18)	—	—
(3)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業 (昭和47年度)	5	4985	(7)	—	—	(11)	—	—	(15)	—	—	(19)	—	—
(4)	—	—	—	(8)	—	—	(12)	—	—	(16)	—	—	(20)	—	—

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり												
		(判断根拠)		1 公害健康被害予防事業については、(独)環境再生保全機構の第五期中期目標及び第五期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和7年度においても目標を達成した。 2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定した。しかし、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっている側面等もあり、令和7年度は目標に達しなかったものの、前年度よりも参加割合は高くなった。 3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年継続的に観察し、その結果、大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、令和5年度調査(令和7年度公表)においては、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。 5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—														
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	—													
		【測定指標】	—													
学識経験を有する者の知見の活用		—							SDGs目標との関係		【主な目標】 3・4 環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 3・4 環境保健サーベイランス調査の結果は公表されており、目標8「働き甲斐も経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		1 ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 2 令和7年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について 3・4 大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告														

評価結果	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実施し、また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねており、これを継続して実施することが必要である。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記の成果を踏まえ、これを継続して実施する。			
		【測定指標】	①水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)、②水俣病に関する総合的研究について外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均について、引き続き同様の指標を用いる。			
学識経験を有する者の知見の活用	＜参考:施策の実施における活用状況＞ 水俣病に関する総合的研究において、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実を図っている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施した。当該取り組みによって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。		
				【副次的効果が期待される目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策、「環境首都水俣」創造施策(水俣病発生地域ゼロカーボン産業団地創出等事業や公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業)を実施した。当該取組によって、目標11「住み続けられるまちづくりを」と目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料					

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			
施策名		目標 8－3 石綿健康被害救済対策										担当部局名		環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室					
施策の概要		石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 8月		
達成すべき目標		石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。										政策体系上の位置付け		8. 環境保健対策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成		
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)		164日	H31年度～R5年度	131日(過去5年間の平均値より2割削減)	R10年度	120	120	131	131	－	－	－	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。 ・令和6年度に目標値を達成したものの、オンライン方式による医学的判定の審議を可能とする石綿健康被害判定業務ICT化システムの利用(令和4年度～令和6年度)が終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日とする。					○	
2 石綿読影の精度確保等調査事業への参加自治体の石綿関連所見の読影精度(感度)(%)		69	R3年度～R5年度	前年度以上の割合	当該年度	－	－	－	69	－	－	－	・自治体の既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備するため、石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)を踏まえて、引き続き石綿読影の精度確保等調査を継続し、石綿関連所見の読影精度の向上に向けた知見の収集、検討を行っていくこととした。 ・調査参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出されたうち胸部エックス線でも検出できた割合を算出したもの(感度)を指標とする。 ・基準は、報告書のなかで取り上げられた令和3年度～令和5年度の平均値とし、今後は単年度毎に調査結果を評価・検証することから、前年度以上の読影精度(感度)を目標とする。					○	
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)		1、2、3	4948	(5) ー		ー	ー	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー
(2) ー		ー	ー	(6) ー		ー	ー	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー
(3) ー		ー	ー	(7) ー		ー	ー	(11) ー		ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー

	(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成															
			(判断根拠)		①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和4年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和6年度末までに20,370件(令和5年度末:19,181件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。一方で、同システムの利用は令和7年3月末で終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日としていたところ、令和6年度までに新型コロナウイルスの際の影響を改善し、令和7年度も着実に取り組んだところ、87日(速報値)とすることができた。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出され、うち胸部エックス線でも検出できた割合(感度)について、令和3年度～令和5年度の平均値(69%)から70%に改善した。1次読影実施機関向けに、石綿関連病変の症例集をフィードバックすることにより改善に努めた。															
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		—																
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		—															
	【測定指標】		—																	
	学識経験を有する者の知見の活用		・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 ・有識者による「石綿読影の精度確保等に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。								SDGs目標との関係		【主な目標】 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が期待される。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		・令和7年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【予定】 ・石綿読影の精度確保等調査の主な結果及び今後の考え方について(石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)) ・令和7年度石綿読影の精度に係る調査報告書(令和8年夏予定)																		

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																	(環境省 7 - ③2)									
施策名		目標 8－4 環境保健に関する調査研究										担当部局名		環境保健部 企画課熱中症対策室												
施策の概要		近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 8月								
達成すべき目標		あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。										政策体系上の位置付け		8. 環境保健対策の推進												
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日) 6.(2)(安全・安心) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和6年6月21日)Ⅸ.1.(3)② において熱中症対策を記載																								
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成							
						年度ごとの実績値																				
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度														
1 高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合(%)		-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	熱中症死亡者の約8割が高齢者であり、高齢者が熱中症予防行動を行っていることが重要。 R6年度に実施した意識調査では、高齢者の8割以上が予防行動を行っているとは回答していたところ。 他方で、この意識調査の実施に関しては、有識者から、回答している高齢者の層に片寄りがあることが見受けられるため、様々な状況に置かれた幅広い高齢者に対して回答いただけるような調査手法で行う必要があるとの指摘があった。 そのため、再度同項目の調査手法を変更し、実施することとしており、本目標値の設定に当たっては、令和7年度の意識調査の結果を踏まえて精査する。							-						
2 普及啓発の強化、気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の割合(%)		-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・気候変動法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めている。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。実測値は、設定された指標上、令和6年度との比較で得られることとなっているため、令和7年度から取得が可能。目標の達成状況の確認については、地方公共団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。目標値については、一層の熱中症対策を促すためことを目的に、目標最終年度(令和12年度)「50%」に設定した。							○						
3 熱中症による5年移動平均死亡者数(人)		1295	令和4年度(概数)	650	R12年度	-	1200	1100	1000	900	-	-	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)」について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。							×						
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号							
(1) 熱中症対策推進事業(平成24年度)		1, 2, 3	005680	(5) -		-	-	(9) -		-	-	(13) -		-	-	(17) -		-	-							
(2) -		-	-	(6) -		-	-	(10) -		-	-	(14) -		-	-	(18) -		-	-							

	(3)	—	—	—	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
	(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																
			(判断根拠)	測定指標1:「高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合」は前年度の89.7%から99.7%と10%上昇し、100%に近い割合となった。 測定指標2:「普及啓発の強化、気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の割合」は68.8%と目標の50%を超える割合となった。 測定指標3:熱中症死者数については、1,000人以下を目標としていたが、達成できなかった。																
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	6月から8月の平均気温がこれまでの記録を大幅に上回り、3年連続で最も高い記録を更新するなど、気候の影響もあるため単年では評価できないが、引き続き熱中症予防行動の啓発等を通じて、死者数の顕著な減少傾向に転じさせられるよう、熱中症対策の推進を図っていく。																	
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	—																
	【測定指標】		「高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合(%)」については、99.7%と既に100%近い割合となっていることから、更に対策を推進するため令和8年度においては、測定指標の見直しを行い、指定暑熱避難施設を指定している市町村数を測定指標とする。 令和6年度気候変動適応法に基づき、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、適当な冷房設備を有する等の一定の条件を満たした施設を指定暑熱避難施設として指定することができる」とされており、指定暑熱避難施設を指定している市町村数を測定指標とすることは、地域における熱中症対策の進捗状況を把握する上で有用であると考えられる。																	
学識経験を有する者の 知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> 熱中症対策については、有識者による議論を踏まえ、熱中症警戒アラートの活用や気候変動適応法に基づく新たな制度等を踏まえ検討を行っている。				SDGs目標との関係				【主な目標】 令和7年度は、熱中症環境保健マニュアルの改訂を行い、保健活動にかかわる方々の取組を支援した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・各種広報活動や熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を通じ、様々なルート関係機関等へ周知し、高齢者等の熱中症弱者への熱中症対策を推進したことで、目標1「貧困をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。 ・改正気候変動適応法により作成された「熱中症対策実行計画」に基づき、「熱中症対策推進会議」の関係府省庁及びその他関係機関との連携を強化し、熱中症対策を強化することで、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。											
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	—																			

施策名	目標9－1経済のグリーン化の推進										担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課			
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月	
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。										政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画「第3章第2節、第3節、第7節」(令和7年2月18日閣議決定) ・政府実行計画「第4」(令和7年2月18日閣議決定) ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略「2.」(令和7年2月18日閣議決定) ・第五次循環型社会形成推進基本計画「5.」令和6年8月2日閣議決定)														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
1環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○		
2環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○		
3地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	58.8	R3年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	国及び独立行政法人等に限らず、努力義務である地方公共団体のグリーン購入の取組実施率が着実に向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。	△		
4特定調達品目における循環性基準の導入等の検討実施率(%)	62.5	R6年度	増加傾向の維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において、2030年度までに全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととしており、検討率が着実に向上することによって環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。	○		
5国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧)契約割合(%)	85.5	R3年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	国及び独立行政法人等における電力の供給を受ける契約の環境配慮契約実施割合が着実に向上することによって、温室効果ガス等の排出の削減に資すると考えられるため。	△		
6電力契約で仕様書に再エネ比率を60%以上と記載した件数の割合(%)	45	R7年度	100	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	政府実行計画(2025年2月閣議決定)において、2030年度までに各府省庁の調達電力の再エネ比率を60%以上とする目標を踏まえ、環境配慮契約法では電力の供給を受ける契約において仕様書等に調達電力の最低限の再エネ比率を記載することとしている。環境配慮契約法に基づき、国や独立行政法人等が高い再エネ比率の電力の供給を受ける契約を行うことで、温室効果ガス等の排出削減に資すると考えられるため。	一		
7エコアクション21(※)登録事業者数※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境経営の実効性向上に向けた中堅・中小企業における取組の拡大は、事業活動における環境配慮促進につながり、経済のグリーン化に資すると考えられるため。	△		

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・グリーン購入法及び環境配慮契約に基づく公共調達に取り組むことで、持続可能な公共調達の慣行を促進したものと考えられることから、主に目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 ・企業の環境経営を普及促進することで、環境負荷軽減を促進し、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することにより、主に目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進することで、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成等を通じて、その他幅広くSDGsの各目標の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1、2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「令和7年度グリーン購入、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査(グリーン購入法に関する調査結果 抜粋版)」 (https://www.env.go.jp/content/000390614.pdf) 測定指標4 環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(https://www.env.go.jp/content/000387322.pdf) 環境省「令和7年度における見直し対象品目に係る検討方針等(案)」(https://www.env.go.jp/content/000330607.pdf) 測定指標5、6 環境省「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」 (https://www.env.go.jp/content/000366527.pdf) 測定指標7 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2026年4月末現在)」(https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf) 測定指標8、9 環境省「グリーンファイナンスポータル」(https://greenfinanceportal.env.go.jp/)		

		次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な開発目標（SDGs）のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。		
			【測定指標】 協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場への参加者数を指標とする。		
学識経験を有する者の知見の活用			<参考：施策の実施における活用状況> 施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度事業実施に反映している	SDGs目標との関係	【主な目標】 多様な主体の協働による環境保全活動を促進するため、環境保全に関する情報の収集・提供やセミナー等の開催、関係団体と協力した普及活動の実施、協働取組のノウハウの助言等を行うとともに、EPOのネットワーク化の拠点としてGEOCの運営を行った。さらにブロック内での多様な主体による環境保全活動を促すため、環境保全に関する情報の収集・提供、行政・企業・NPOの間の交流等を促す場づくり等、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくりを図るEPOの運営を行った。当該取組により、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献できた。
					【副次的効果が期待される目標】 様々な環境問題の解決やSDGsの推進には多様な主体による協働取組が不可欠であることから、SDGsの各目標の達成に貢献できたと思われるが、パートナーシップによる取組を促進するための多様なテーマのセミナーやワークショップの開催を支援したことから、特に教育への支援という観点で、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			—		

令和7年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																				
施策名		目標9-3環境教育・環境学習の推進										担当部局名		大臣官房 総合政策課 環境教育推進室						
施策の概要		国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたり質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和8年8月			
達成すべき目標		様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。										政策体系上の位置付け		9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備						
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号) ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(令和6年5月14日閣議決定) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)																		
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成		
						年度ごとの実績値														
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度								
1教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数		-	-	550	毎年度	450	500	500	550	550	-	-	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。 目標値については、過年度までの実績を踏まえ、設定した。						○	
2ESD活動支援センターの相談対応件数		438	令和4年度	876	令和10年度	-	450	550	700	750	-	-	目標年度の目標値については、令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針に「ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数(令和4年度:438件)を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させること」と記載されたことを踏まえ、設定した。						○	
3RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数		-	-	255	令和8年度	235	240	255	260	265	-	-	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)のネットワーク化を推進・強化するため、指標として適切と考えた。 目標値については、過年度までの実績を踏まえ、設定した。						○	
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)環境教育強化総合対策事業(平成8年度)		1	004961	(5)-		-	-	(9)-		-	-	(13)-		-	-	(17)-		-	-	
(2)「国連ESDの10年」後の環境教育推進費(平成27年度)		2	004961	(6)-		-	-	(10)-		-	-	(14)-		-	-	(18)-		-	-	
(3)国連大学拠出金(平成15年度)		3	004961	(7)-		-	-	(11)-		-	-	(15)-		-	-	(19)-		-	-	
(4)-		-	-	(8)-		-	-	(12)-		-	-	(16)-		-	-	(20)-		-	-	

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成		
		(判断根拠)	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、学校関係者への新たな周知・広報先を開拓したこと等により、目標を大幅に達成した。 ・ESD活動支援センターの相談対応件数については、対前年度比1.1倍強の増となり、目標を達成した。 ・新たに3つのRCE(モンゴル、上海(中国)、東ジャワ(インドネシア))が認定されたことから、目標を達成した。		
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	—		
		【測定指標】	—		
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> ESD活動支援企画運営委員会等を通じて、学識経験を有する者の知見の活用を図っている。		SDGs目標との関係	【主な目標】 環境保全活動や環境教育の総合的な推進による持続可能な社会づくりの担い手の育成、世界各地の推進拠点をつなぐ国際機関との連携によるESDの促進及び各国のSDGs達成への協力を通じ、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 教育題材にSDGsの各種テーマを取り上げることで、各種目標の達成に貢献できたと思われる。特に気候変動については、各センターが設定したテーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取組を全国に広めていくことを目的とした「ESD for 2030学び合いプロジェクト」の実施等を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				

令和7年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			
(環境省7-36)																			
施策名		目標9-4環境基本計画の効果的実施										担当部局名		大臣官房 総合政策課環境計画室					
施策の概要		各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和8年8月		
達成すべき目標		環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進										政策体系上の位置付け		9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成		
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1環境白書、英語版白書の作成及びウェブサイトのアクセス数前年度比10%増加		1,306,165	R6年度	1,436,782	R7年度	—	—	—	1,436,782	—	—	—	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会に提出しており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていく必要があるため。環境省ウェブサイトで公表している環境白書へのアクセス数について、直近3年度の中で最も多いアクセス件数を超える数値として、前年度比10%増を目指す。					×	
2環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイト及び環境白書での公表並びにウェブサイトのアクセス数前年度比10%増加		39,054	R6年度	42,960	R7年度	—	—	—	42,960	—	—	—	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握し、持続可能な社会の実現に向けた環境産業全体の動向を見定めるとともに周知する必要があるため。環境省ウェブサイトで公表している環境産業の市場規模調査報告書のアクセス数について、環境白書における目標値と合わせて、前年度比10%増を目指す。					×	
測定指標		目標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成		
3各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画の点検への活用		第六次環境基本計画の点検			毎年度		・第六次環境基本計画に基づき、計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととしており、計画の効果的な点検のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。 参考指標: 第六次環境基本計画に記載の個別施策について、環境基本計画の点検5年目(令和10年度)までに、「ウェルビーイング／高い生活の質」の内容や点検方法等に係る整理・検討を進め、環境基本計画において重点戦略としている六つの環境政策について、指標を活用した「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現へ計6件のロジックモデル設定を目指す。 ※ウェルビーイング指標の設定件数は、設定指標の質の確保を考慮すれば、毎年度一定数の成果が出る類のものではなく、計画の点検全体に係る検討の進捗状況に応じて加速度的に増加するものと想定している。 よって、この指標は事業の着実な実施を示す参考指標であり、本事業の達成度を測る目標指標には設定していない。										○		
4見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表		政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知			毎年度		・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。 参考指標: 当初予算案における環境保全経費の金額 令和5年度予算案: 1兆6,399億円 令和6年度予算案: 2兆1,427億円 令和7年度予算案: 2兆3,456億円 令和8年度予算案: 3兆2,835億円 ※この指標は事業の着実な実施を示す参考指標であり、本事業における目標指標には設定していない。										○		
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)		1	4965	(5)グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)		2	4965	(9)—		—	—	(13)—		—	—	(17)—		—	—
(2)環境保全経費見積調整費(昭和46年度)		4	4965	(6)—		—	—	(10)—		—	—	(14)—		—	—	(18)—		—	—

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価) (環境省 7 - ③7)																					
施策名		目標 9－5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善										担当部局名		大臣官房 環境影響評価課							
施策の概要		環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 6月				
達成すべき目標		環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。										政策体系上の位置付け		9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備							
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定))第3章第7節 エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)Ⅴ3 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)Ⅱ5 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)第2部5 第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																			
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								達成	
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度										R10年度
1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。								○
						827	854	879	903	-	-	-									
2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。								○
						827	875	927	970	-	-	-									
3	環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ(地図情報)数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。								○
						614	620	620	623	-	-	-									
4	環境影響評価に係る書類の継続公開件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和7年に環境影響評価図書の制度的な継続公開等に関する改正環境影響評価法が成立したことを受け、環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。								○
						-	-	-	135	-	-	-									
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号		
(1)	環境影響評価制度合理化・最適化経費(昭和55年度)	1,2,3,4	004969	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-	-		
(2)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)(関連:環境省R4-43)	1,2,3	005003	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	-		
(3)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業(令和6年度)	1,2,3	007455	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-		

	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり																			
			(判断根拠)		測定指標1～4:環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。 測定指標4:工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直し、環境影響評価図書を制度的に継続公開できること等とする改正環境影響評価法が成立し、図書公開制度については令和8年度から施行された。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		—																			
			【測定指標】		—																			
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考:施策の実施における活用状況＞・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。 また、改正環境影響評価法の施行に関する技術的検討会を開催し、建替事業の要件や建替事業に係る配慮書の記載事項の詳細な内容をはじめとする改正法の施行に向けて必要な技術的な事項の整理・検討を行った。					SDGs目標との関係			【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の達成に貢献できた。														
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—																						

令和7年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)

(環境省7-38)

施策名	目標9－6環境問題に関する調査・研究・技術開発											担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室				
施策の概要	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、安全確保に資する研究開発等の各種技術開発・調査研究を実施するとともに、データベース構築等の知的研究基盤の整備や人材育成、環境スタートアップ支援等を通じた質の高い研究成果の社会実装などにより、環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年8月		
達成すべき目標	環境研究・技術開発の推進により、環境・経済・社会の統合的向上の高度化を図ることで、「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムの実現に寄与する。											政策体系上の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)第2章1. (2)等 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)2. (1)等																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度						
	1	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数／全評価対象課題数)	-	-	93%以上 (令和5年度までは70%以上)	各年度	70%以上	70%以上	93%以上	93%以上	-			-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。目標値の設定は、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価(5段階中上位2段階の評価の割合)を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保(R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績：平均93%)とする。 ※前中期目標期間：令和1年度～令和5年度 第5期中期目標期間：令和6年度～令和10年度	△
2	環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合(単位：%)	-	-	0.8	各年度	80	80	80	80	-	-	-	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。	○			
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始) ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より(独)環境再生保全機構に移管。	1	004998	(5)	熱中症対策推進事業(平成24年度)	-	005680	(9)	国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	004984	(13)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業(平成18年度)	-	004988	(17)	-

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			(環境省 7 - ③9)									
施策名			目 標 9－7 環境情報の整備と提供・広報の充実												担当部局名			大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 総務課広報室 大臣官房総合政策課										
施策の概要			環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。												政策評価実施予定時期						政策評価実施時期			令和 8年 8月				
達成すべき目標			環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。												政策体系上の位置付け			9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備										
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																									
測定指標			基準値		目 標 値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成								
							年度ごとの実績値																					
			基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度															
1 環境省ホームページへのアクセス数			環境省ホームページへのアクセス数		-		280,000,000	-	175,787,779	177,461,948	179,136,117	280,000,000	-	-	-	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されている。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、令和3年3月に策定された環境省ホームページに係るプロジェクト計画書のホームページアクセス数を維持することを目標とした。							○					
2 X(旧Twitter)を使った年間の投稿数 ※英語アカウントの投稿数も含む			X(旧Twitter)を使った年間の投稿数 ※英語アカウントの投稿数も含む		-		1100	R7年度	-	-	-	1100	-	-	-	環境問題の解決には、国内外の各界各層の理解・参画が不可欠であり、このため、環境に関するテーマ、日本の環境政策等について、効果的なタイミングでSNSを通じて、国内外に発信を行っているため、X(旧Twitter)を使った年間の投稿数を指標とした。また、過年度の投稿数と同等以上の投稿を行うこと目標に、今年度は過去3か年の投稿数の平均値である1,100回を目標とした。							△					
3 研修等実施回数			研修計画書に基づく研修等の実施		-		34	R7年度	-	31	30	34	-	-	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施している。研修計画書は昨今の環境行政の抱える課題や研修受講団体のニーズを反映して策定しており、これに沿って研修を実施することが環境行政の各種施策を推進する基盤の整備に資すると考えられることから、研修計画書に記載の研修数を目標値とした。							○					
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業 (平成22年度)			1	4965	(5) 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析 (平成23年度)			-	4993	(9) -			-	-	(13) -			-	-	(17) -			-	-				
(2) 環境調査研修所 (昭和48年度)			3	4992	(6) 意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業 (令和3年度)			-	5015	(10) -			-	-	(14) -			-	-	(18) -			-	-				
(3) 情報基盤の強化対策費 (平成7年度)			1	4990	(7) -			-	-	(11) -			-	-	(15) -			-	-	(19) -			-	-				
(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)			2	4991	(8) -			-	-	(12) -			-	-	(16) -			-	-	(20) -			-	-				

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
	目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	測定指標1: 環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に超過した。 測定指標2: 環境省公式Xの投稿回数は、目標を下回った。 測定指標3: 研修計画通りに研修が実施できた。		
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ 他施策の 課題等	測定指標2: 前年度の投稿数と同程度ではあるが、目標達成には至らなかった。国民に伝わる効果的な内容になるよう引き続き投稿をするとともに、効果的な案件を新たに見つけて投稿し、目標達成を目指す。			
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	測定指標1: 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されるものであり。そのアクセス数の適正な確保に務めていく。 測定指標2: 地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。SNSを通じて国内外に発信する。 測定指標3: 研修所のミッションである「～研修で支える環境行政～環境保全・分析に携わる人材の能力開発、資質の向上のための研修を実施し、国・地方の環境行政を支えます」を確実に実施していく。		
		【測定指標】	測定指標1: 環境省ホームページのアクセス数は目標を達成しており、特段の問題はない。引き続き、目標値を更新して達成していく。 測定指標2: 引き続き、目標達成に向け、努めていく。 測定指標3: 引き続き、目標達成に向け、努めていく。		
学識経験を有する者の 知見の活用		＜参考: 施策の実施における活用状況＞		SDGs目標との関係	【主な目標】 幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できたが、特に「環境行政の各種施策を推進するための基盤づくり」という観点で、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されているシステムであり、環境調査研修所では、国及び地方公共団体等の職員に環境行政に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供するほか、環境省職員に対する研修を実施し、環境行政に携わる職員の資質の向上を図っており、全てのSDGs目標の達成に寄与している。
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報		—			